

令和6年度
看護小規模多機能型居宅介護
整備運営事業者公募要項

令和6年7月

みどり市保健福祉部介護高齢課

1 募集の趣旨

みどり市では、「みどり市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）に基づき、介護保険施設や居宅サービス事業所等の基盤整備を進めています。

この計画では介護基盤サービスの整備方針を定め、運営事業者については整備見込み量の確保及び質の向上の観点から、原則として公募により整備を進めることとしています。

本募集は、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備・運営を行う事業者（以下「応募事業者」という。）を募集するものです。

2 募集概要

地域密着型サービス種別	看護小規模多機能型居宅介護支援事業所
整備予定の施設数	1施設
募集する日常生活圏域	みどり市内

なお、計画予定地については、「利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならないこと（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第175条第4項）」に留意して、計画予定地を設定してください。

3 応募要件

応募にあたっては、次の各要件を満たしてください。なお、各要件をすべて満たせない場合は応募を無効とし、この場合に本市は損害賠償等の責めを負わないものとします。

- (1) 募集の開始から事業者が選定されるまでの間に、みどり市介護基盤整備運営事業者選定選定委員会（以下「選定委員会」という）の委員に不適正と疑われる行為をしないこと。
- (2) 介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が確実であること。
- (3) 運営法人は法人格を有していること。なお、新設法人を設立する場合は、施設開所までに設立登記が完了していること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第6項各号の規定に該当しないこと。
- (5) 介護保険法及び老人福祉法における指定・許可の欠格事由、取消事由に該当せず、所官庁の監査等において、過去3年間に重大（指定の一部効力停止3月以上の処分）な指摘を受けていないこと。また、それ以前に受けた指摘事項は改善していること。
- (6) 運営法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団に該当しないこと、暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員の利益となる行動を行っていないこと及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

また、役員等が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。

- (7) 法人において、国税及び地方税の滞納がないこと。なお、法人と代表者又は役員等との間で債権債務関係が存する場合は、当該債権債務関係が存する代表者又は役員等の国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) その他関係法令及び本市の条例・規則・基準等を遵守すること。
- (9) 原則、令和7年4月1日までに介護保険法に基づく事業所指定を受け、事業所を開所すること。ただし、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときはこの限りではない。
- (10) 事業を実施するにあたり、災害等に対する安全性が確保されている土地及び建物であること。
 - ア 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等により定められた開発行為の可否、接道条件、農地や林地等の規制について、事業計画書の提出前に本市の関係課に確認・相談を行うこと。
 - イ 建物を新設整備する場合、土地・建物は、自己所有と賃貸のどちらでも提案可能。賃貸の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権または賃貸借権等の権利設定が必要。既存物件を活用して、事業を行う場合は、建物の賃貸借契約が確約されていることが必要。
 - ウ 建物を新設整備する場合、土地・建物については、本事業計画の目的により抵当権や事業所の存続の支障となり得るような権利設定がないことが必要。なお、抵当権等の権利設定がある場合、その権利の抹消が確実であること。
- (11) 法人が応募できる計画は1件までとする。
- (12) 事業者の選定後、事業計画等については、整備予定地の町内会又は自治会、近隣住民等関係者に対して十分な説明を行うこと。

4 補助金

施設の整備にあたっては、次の補助金があります。ただし、群馬県の介護基盤等整備事業費補助金を活用して補助を実施する予定であり、この補助金は群馬県との協議により決定されるものため、現時点では補助金の額が確定しておらず、今後、補助金の額の増減や補助金制度の変更・廃止などの可能性もあります。この場合において、本市は損害賠償等の責めを負わないものとします。

(1) 群馬県介護基盤等整備事業費補助金

施設整備費を対象とした補助金。(新たに建物を建築しない場合や土地取得資金は補助対象外)

補助金の対象施設	補助金額
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円／1施設

■ 交付対象者

① 施設を整備・運営する法人

② 運営法人に有償で貸し付ける目的で施設を整備する土地所有者(以下の要件あり)。

- ・ 運営法人が貸与を受ける建物について、施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

■ 補助金の対象経費

工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)。ただし、別の負担金、補助金等において別途負担、補助等の対象とされる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。

[留意事項]

- 1 補助金の交付を受けて整備を行う場合は、施工業者等を入札により決定する必要があります。入札は市の手続きに準拠するため、事業者が予定している施工業者等が落札するとは限りません。
- 2 入札は補助金の内示通知を受けてから実施してください。契約締結は補助金の交付決定通知を受領してから締結してください。内示通知前に入札されたものや交付決定通知前に契約締結されたものは、補助対象になりません。
- 3 対象経費が補助基準額に満たない場合は、対象経費の額(1,000円未満は切り捨て)が交付額となります。
- 4 補助金は、補助金の確定通知後(工事竣工後、検査終了後)の支払いを予定しています。
- 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物等の財産(施設、設備等)については、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、または廃棄してはならない財産です。事前に本市の同意なく前述のいずれかの処分を行った際は、減価償却期間の残存年数に応じて納付金(補助金の返還金)の条件が付される場合があります。
そのため、補助金の活用にあたっては、事業の永続性等について十分考慮してください。

5 公募等のスケジュール

No.	内容	日程
1	公募要領の配布	令和6年7月12日
2	質問の受付期限	令和6年7月31日
3	申請書類提出期限	令和6年8月9日
4	審査（ヒアリング等の実施）	令和6年8月中旬～8月下旬ごろ
5	選定結果の通知	令和6年9月上旬～9月中旬ごろ
6	事業所指定及び開所時期	原則として令和6年度中

6 応募申込書の提出及び質問方法

(1) 応募に係る質問の方法

公平を期すため窓口、電話等での質問には一切答えられません。別添「応募に係る質問事項」に簡潔に記入のうえ、メール又は直接事務局まで提出してください。

質問の受付期限は、令和6年7月31日（水）午後5時までです。受け付けた質問の回答については、令和6年8月2日（金）までに回答予定です。

(2) その他

質問の内容が他の事業者にも係るものと本市が判断した場合、メールにて質問及び回答の趣旨を通知します。

7 事業計画書等の作成及び提出方法

(1) 事業計画書の作成

別紙1「事業計画書一覧」に記載する提出書類を、次の事項に留意し、作成してください。

- ・文字の大きさは概ね10.5ポイント以上とすること
- ・全体をA4版(図面などはA3版とすることも可能)とすること。
- ・可能な限り、両面コピーとすること
- ・記載事項に掲げる項目に沿って作成すること

(2) 提出方法

① 事業計画書を事務局に直接持参してください。なお、提出時に書類の確認等を行いますので、事業計画書の内容について説明できるかたが持参してください。

② 事業計画書を製本し、正本1部、副本9部を提出してください。

ア 正本

- (ア) 証明書類など既定のものを除き、原則A4サイズとすること
- (イ) ファイルには法人名がわかるように表紙、背表紙をつけること。
- (ウ) 全体に目次を付けること。
- (エ) 『別紙1「事業計画書一覧」のNo』ごとにインデックスを付け、Noを記載する

こと

(オ) 提出書類は左側に2穴をあけフラットファイルに綴じること。

イ 副本

(ア) 正本に準じて作成すること。

(イ) 正本と同様にファイルに綴じること。

(3) 辞退について

応募申込書、事業計画書を提出した後に応募を取りやめる場合は、「辞退届」を提出してください。また、選定後の辞退は事業計画に多大な影響を及ぼすため、応募にあたっては十分な検討をお願いいたします。

8 審査

(1) 審査

選定委員会を開催し、提案者が提出した事業計画書に基づいてヒアリング審査を実施します。

なお、ヒアリング審査では、別紙2「評価項目」に記載する項目などを中心にヒアリングを受けていただく予定です。

(2) ヒアリング審査の出席者

法人代表者相当及び施設管理予定者を含めた計3名までとします。

(3) 審査方法

審査については、6段階で評価し、結果に応じて各選定委員の評価点から減点します。なお、改善不能な重要な問題があった場合は、参加資格を満たさないことになるため、失格となります。また、応募者が1者の場合においても審査を実施することとし、合計得点の得点率が70%を下回る場合も失格となります。

区分	減点
問題なし	0点
問題の程度は小さくないが、改善は早期に可能	-1点
問題の程度は小さくなく、改善には一定の時間を要する	-2点
問題の程度は小さくなく、改善には相当な時間を要する	-3点
問題の程度は大きく、改善には相当な時間を要する	-4点
改善不能な重要な問題がある	失格

(4) 事業者の決定

選定委員会の委員是認の評価点を合計し、上位の1提案者を事業者として選定し、その後、市長が事業者を決定します。

(5) 結果通知

結果について、文書にて通知するとともに、みどり市のホームページにて公表します。

※評価理由及び評価結果に対する問い合わせ等には、答えられません。

(6) その他

事業計画書の内容を確認するための聞き取り、調査等を行うことがあります。

9 提案にあたっての注意事項

- (1) 提案書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された不開示部分を除き、公文書開示請求の対象となります。
- (2) 提出された書類は、原則返却しません。
- (3) 提出期限を過ぎてからの差し替え及び再提出は、原則として認めません。ただし、審査に必要な範囲で事務局からの書類の追加又は差し替えを求めることがあります。
- (4) 事業計画書の内容を確認するための聞き取り、調査等を行うことがあります。
- (5) 提案に要した費用については、提案者の負担とします。
- (6) 提案にあたり、結果通知がなされるまでの間、今回の提案に関する情報を知りうるものとの接触等不定性と疑われる行為を取らないこと。また、提案に関する情報の収集を目的とした提案者間の連絡のため、提案の意思のない者が、質問書を提出することはできません。

10 問い合わせ(事務局)及び提出先

〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952番地

みどり市保健福祉部 介護高齢課 介護保険係

担当：高橋

TEL：0277-76-0974

FAX：0277-76-9048

E-Mail: kaigo@city.midori.gunma.jp

別紙1 事業計画書一覧

項目	添付書類	様式
1	介護基盤設置希望申請書	様式1
2	事業提案書	様式2
3	応募理由書	様式3
4	業務実績報告書	様式4
5	3ヵ年事業計画書	様式5
6	設計・建設提案書	様式6
7	建設予定地登記簿謄本	
8	土地取得関係書類	
9	図面一式	
10	建設費算定資料	
11	代表者・施設長経歴書	様式7
12	法人定款または寄付行為	
13	法人登記簿謄本	
14	直近の指導監査結果	
15	直近の決算書類	

別紙2 評価項目

1 設置主体について			
	項目	採点基準	配点
(1)	応募理由について	・本公募の応募理由について明確性、妥当性があるか	5
(2)	法人の運営理念及び事業実績について	・法人運営における運営理念・基本方針が利用者ニーズにあったものとなっているか ・介護保険サービス事業など事業の実績が十分であるか	5
(3)	地域密着型サービスへの理解について	・地域密着型サービス事業者として十分な理解を有し、それに対する意欲があるか	5
2 事業計画の評価			
(4)	計画地の選定理由について	・計画地が周辺環境及び地域に配慮したものとなっているか ・利用者の家族や地域住民との交流の機会の確保について、どのように考えているか	5
(5)	事業所の運営方針について	・地域のニーズに見合った具体的な事業運営方針となっているか	5
(6)	サービス提供に対する考え方について	・利用者本位のサービス提供を長期間、安定した運営が継続できる計画であるか ・「通い」「泊まり」サービスの提供に対する考え方はどうか	10
(7)	訪問サービス利用者へのサービス提供体制について	・訪問及び訪問看護サービスを、地域に向けてどのように提供するのか ・利用者の自宅での生活をどのように支えるのか	10
(8)	職員採用、育成及び職場環境の整備について	・職員採用、育成、研修等の職場環境の整備について、実現性、妥当性、効果があるか	10
(9)	利用者負担について	・利用料金について、低所得者に配慮した料金設定となっているか（食費、宿泊料等）	5
(10)	事故防止に向けた取組、事故発生時の対応及び	・事故防止に向けた取組が適切か ・事故発生時及び苦情処理の対応を受ける体制づくりが整備されているか	10

	苦情処理の 対応について		
(1 1)	自然災害及び感染症 に対する対応及 び役割について	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害及び感染症への備えが十分であり、災害及び感染症発生時に果たすべき役割を十分に理解しているか ・BCP（事業継続計画）の策定について、十分な検討がされているか、併せて職員への周知方法及び研修等が適切であるか 	5
3 地域の特性に応じた事業展開の評価			
(1 2)	医療的なケアにつ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケア、難病者のケア、認知症利用者のケア等について、関係医療機関等と連携し、家族状況や身体状況に配慮した適切なケアができるか 	10
(1 3)	医療機関との連携 について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関と有効な関係を作り、適切な連携ができるか 	10
(1 4)	地域資源の活用につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用により状態が安定した場合など、利用者や家族の環境等に応じた自立支援に向けた地域資源との連携方法が提案されているか 	5

合計：100点